

鳥栖市文化芸術振興奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における文化芸術の振興を図るため、文化芸術分野の全国大会等において成績等が優秀な個人又は団体に対し、予算の範囲内において文化芸術振興奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することとし、その奨励金の交付については、この要綱の定めるところによる。

(交付対象大会)

第2条 奨励金の交付の対象となる大会（以下「交付対象大会」という。）は、予選又は選考若しくは学校等の推薦を経て出場等する国又は全国組織の文化芸術の振興に寄与することを目的とした財団、社団法人等が主催する全国大会とする。ただし、親善交流大会、特定の団体を対象とした大会及び絶対評価による認定の最高位受賞は除く。

2 同一期間又は同一大会要項等で開催される大会は、同一大会とみなす。

(文化芸術の範囲)

第3条 交付対象大会における文化芸術の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次号に規定するメディア芸術を除く。）
- (2) 映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用したメディア芸術
- (3) 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
- (4) 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（前号に規定する伝統的な芸能を除く。）
- (5) 茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化活動
- (6) 囲碁、将棋その他の国民的娯楽
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

(奨励金の額等)

第4条 奨励金は、全国大会における優勝又は相対評価による最高位の受賞に対し交付するものとし、その額は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 個人 50,000円
- (2) 団体 100,000円

(最高位の範囲)

第5条 前条に規定する最高位は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国民文化祭、全国高等学校文化祭等複数の部門がある場合は、部門ごとの最高位
- (2) 習熟度や年齢区分ごとの最高位の場合は、全体を通しての最高位
- (3) 相対評価における同点最高位

(交付対象者)

第6条 奨励金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内居住者（本市出身で保護者が市内に居住している学生を含む。）

- (2) 市内の学校に所属する団体
- (3) 市内で活動している文化芸術団体
(交付の制限)

第7条 奨励金は、一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において一の交付対象者につき1回限り交付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、交付対象者が先に団体で対象となった場合で、その後個人として対象となった場合も奨励金を交付することができる。

(奨励金の交付申請)

第8条 奨励金の交付を受けようとする個人（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者はその保護者）又は団体の代表者は、交付対象大会の開催年度内に鳥栖市文化芸術振興奨励金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添付して、市長へ提出するものとする。

(奨励金の交付決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、奨励金の交付の決定をするものとする。

- 2 市長は、奨励金の交付の決定をしたときは、鳥栖市文化芸術振興奨励金交付決定通知書（様式第2号）により速やかに申請者に通知するものとする。

(選考委員会)

第10条 市長は、鳥栖市文化振興奨励金選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置き、必要に応じて前条の審査を行う。

- 2 選考委員会は、会長及び委員をもって組織する。
- 3 会長は副市長とし、選考委員会の会務を総理し、選考委員会の会議を主宰する。
- 4 委員は次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 政策部長
- (2) 総務部長
- (3) スポーツ文化部長
- (4) 教育部長

- 5 選考委員会の庶務は、文化芸術振興課において処理する。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付決定を取り消し、その額の返還を求めることができる。

- (1) 奨励金の交付を受けた全国大会の優勝又は最高位の受賞を取り消されたとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (3) 公序良俗に違反した行為、法令違反又は信用失墜行為の事実があったとき。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。